

さよなら花畑営業所 お客様感謝ツアー



移動車は
復刻版デザイン
車両だよ!!

「さようなら 東武バスセントラル花畑営業所 東京都内事業所巡りツアー」

ご予約は
LivePocket



参加者にはもれなく
プレゼント!!

東武バスセントラル管内の都内事業所
(足立・西新井・花畑・葛飾)
4事業所をぐるっと一周しちゃおう!!

日程 2022年 **11月3日** (木・祝日)

料金 **7,600円**

※お一人様 (大人・子供同一料金です。)
※別途、システム利用料がかかります。

【料金に含まれるもの】

貸切バス代、昼食代、見学等経費、旅行保険

集合 大師前駅1階 (東武鉄道 大師線)
午前9時30分 (時間厳守)

集合 募集人数40名 (最少催行人数20名)
※係員が同行します。

特典 花畑営業所オリジナル珪藻土コースター、
花畑営業所ミニチュアバス停、昼食付

行程

- 1 集合：大師前駅1階 午前9時30分
- 2 西新井営業所 (見学)
車両撮影会・洗車機体験
- 3 足立営業事務所 (見学)
車両撮影会
- 4 花畑営業所跡地 (見学・昼食)
施設内見学・東武バスグッズ販売会
- 5 葛飾営業所 (見学)
車両撮影会
- 6 到着：亀有駅 (解散14時30分頃)

事業所間のご移動は乗合バスのため、立ち席でのご案内となる場合がございます。

主催者
東武バス株式会社
東京都墨田区押上2-18-12
お問い合わせ03-3621-5310 (花畑イベントツアー担当)

ご予約・お支払いは・・・

Live Pocket

予約URL：<https://t.livepocket.jp/e/sx7xq>



ご旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。4/1以降ご契約のお客様に適用されます。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しますので事前に確認のうえお申込みください。

1. 募集型企画旅行契約

- 東武バス株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

- 申込み書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき下記の申込金または旅行代金の金額を添えてお申込みいただきます。お申込み金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

2) 申込金(お一人様につき)

旅行代金	30,000円未満
お申込金	6,000円以上

- 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し、前(2)の申込金を受領したときに成立したものとします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

4. 旅行中止の場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員30名に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日より前に連絡させていただきます。お預かりしている旅行代金の全額をお返します。

5. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、食事代、入場料、消費税等諸税、添乗員同行費用が含まれます。
- 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。
- お客様からの旅行契約の解除(取り消し料)

- お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみ取消料がまかなえないときは、その差額を申しあげます。

取消日	21日以前	20～8日以前	7～2日以前	前日	当日	旅行開始後無連絡不参加
旅行代金	無料	20%	30%	40%	50%	100%

- お客様は下記の場合、取消(変更)料を支払わずに募集型企画旅行契約を解除することができます。

- お客様が当初の募集型企画旅行契約から旅行日程を変更されるとき。
- 天災地変・官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供など当社の関与し得ない事由があり、旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

7. 変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧ 前各号に掲げる変更のうち、契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
(注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。
(注3)第③号または第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。
(注4)第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
(注5)第④号または第⑤号もしくは第⑦号に掲げる変更が一乗車船等または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等または一泊につき一件として取扱います。
(注6)第⑥号に掲げる変更については、第①号から第⑦号までの率を適用せず、第⑧号によります。

8. 個人情報の取り扱いについて

当社及び下記に「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」)は旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。

9. ご旅行条件・ご旅行代金の基準

この旅行条件は2019年10月1日を基準としています。また旅行代金は2020年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

●旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、ご連絡なく取扱管理者にご相談ください。

旅行企画
実施

東京都知事登録旅行業第2-5199号

東武バス株式会社

東京都墨田区押上一丁目1番地2号